

令和6年度特別支援教育就学奨励費の未支給及び過支給について

川崎市立小・中学校の特別支援学級在籍者又は通級指導教室利用者の保護者等を対象に支給している特別支援教育就学奨励費の令和6年度支給分において、支弁区分決定に係る制度理解の誤り等により、令和6年度の支弁区分を決定した保護者（以下「対象者」という。）の一部の方について、延べ80名、合計1,378,447円の支給金額の誤り（未支給延べ49名、541,040円、過支給延べ31名、837,407円）があったことが判明しましたので御報告いたします。なお、現在、他に未支給等がないか精査中であり、確認でき次第、順次、対象者の方へ適切に対応してまいります。

1 特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）とは

本市では、特別支援学級に在籍又は通級指導教室を利用している児童生徒の保護者等に対して、世帯の収入額、世帯構成等により計算される需要額等に応じて、支弁区分を決定し、学校教育に係る経費の一部を就学奨励費として、年2回（原則、当該年度分を前期分は12月、後期分は翌年の5月）に分けて支給しています。なお、財源は、国費補助と市費でそれぞれ2分の1負担となっておりますが、今回の未支給と過支給に伴う国庫補助への影響はありません（制度詳細は別紙参考資料参照）。

(1) 対象者数

延べ80名（実人数78名）

(2) 未支給額等

ア 合計

未支給額 541,040円（対象者延べ49名 実人数48名）

過支給額 837,407円（対象者延べ31名 実人数30名）

イ 内訳

(ア) 支弁区分決定に係る制度理解の誤り

未支給額 0円（対象者 0名）

過支給額 793,150円（対象者14名）

(イ) 学校からの経費報告の誤り

未支給額 284,748円（対象者36名）

過支給額 39,437円（対象者 9名）

(ウ) 表計算ソフトの計算式等の入力誤り

未支給額 256,292円（対象者13名）

過支給額 4,820円（対象者 8名）

(3) 主な経過

令和7年5月～6月 5月29日に対象者の方から支援教育課宛て、令和6年度の前期の就学奨励費の入金が確認できない等の連絡があり、同課にて、学校に確認したところ、支援教育課への報告が漏れていたことが判明
また、学校より支援教育課宛て、支給決定通知書の数値に不備があるとの連絡があり、同課にて、表計算ソフトにより就学奨励費を管理している台帳（以下「支給管理台帳」という。）を確認したところ、計算式や入力内容に誤りがあることが判明
また、学校行事等について、年間通して一度も報告のない児童生徒がいたため、学校に確認したところ、支援教育課への報告が漏れていたことが判明

- 7月～9月 提出されている令和6年度の経費報告書について、全小・中学校に対し、再確認を実施したところ、13校において報告内容に誤りがあることが判明
- 10月 今年度の就学奨励費認定作業において、支弁区分決定に必要な教育扶助基準の算定、需要額の算定に係る障害者加算について、支給管理台帳の計算式が誤っていたため、令和6年度についても確認したところ、誤りがあることが判明
- 10月～12月 支給管理台帳の精査・修正、学校における対象者の再確認・報告
令和8年1月～3月 対象者並びに未支給額及び過支給額の確認、集計
現在、更に未支給等がないか精査中

2 事案発生の原因

就学奨励費の支給事務については、現在、本市ではシステム化されておらず、担当者が、表計算ソフトを活用した支給管理台帳により集計等を行っており、昨年度に、事務改善を目的として支給管理台帳の見直しを行ったこと等により、未支給及び過支給が生じたものです。

- (1) 支弁区分決定に必要な教育扶助基準の算定、需要額の算定に係る障害者加算について、就学奨励費の支弁区分の決定に係る制度理解が不十分であり、支弁区分を本来支弁区分Ⅲとすべきところを、対象経費項目が多い、支弁区分Ⅱとして決定していました。
- (2) 学校行事等の参加に要した経費については、学校より、支給対象者及び支給額を支援教育課に報告することとなっていますが、その報告において、対象者の漏れや金額の誤りがありました。
- (3) 昨年度に支援教育課の担当者が全面的な見直しを行った、支給管理台帳の計算式等の入力に誤っており、正しい支給金額が計算できておりませんでした。

3 対象者への対応

速やかに対象者の方に謝罪するとともに、文書にて御説明を行い、未支給分については、対象者の方へ未支給額を支給し、過支給分については、返納の依頼を行ってまいります。

4 再発防止策

- (1) 就学奨励費支給事務について、改めてマニュアルを整理し、業務手順やチェック項目、実施時期、留意事項等を明確化することで、業務の進捗状況及び留意事項を可視化し、課内で共有できるようにいたします。
- (2) 学校から提出される書類について、チェックリストを作成し、未提出の学校へのリマインドを定期的実施するとともに、全小・中学校に対し、報告漏れや対象人数、金額等に誤りがないか、報告内容の再確認を行ってまいります。
- (3) 支給管理台帳の見直しを行い、計算式の修正や、未入力項目がエラー表示されるようにする等、目視にて確認が行えるよう修正を行いました。今後は、支給管理台帳の計算式が正しく機能しているかを定期的にチェックするとともに、支給額等の入力について、複数人での確認を徹底します。
- (4) 支給対象者や支弁区分、支給額等をシステムにて一元管理できるよう、就学奨励費システムの早期の導入に努めます。

【問合せ先】 川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課 森
電話 044-200-2549

特別支援教育就学奨励費について

1 制度概要

特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）とは、小学校又は中学校の特別支援学級等への就学の事情を鑑み、児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて、就学のために必要な経費を支給することにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とした制度です。

2 対象者

市立小学校又は市立中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等、又は通級指導教室に在籍している児童生徒の保護者等

3 支弁区分

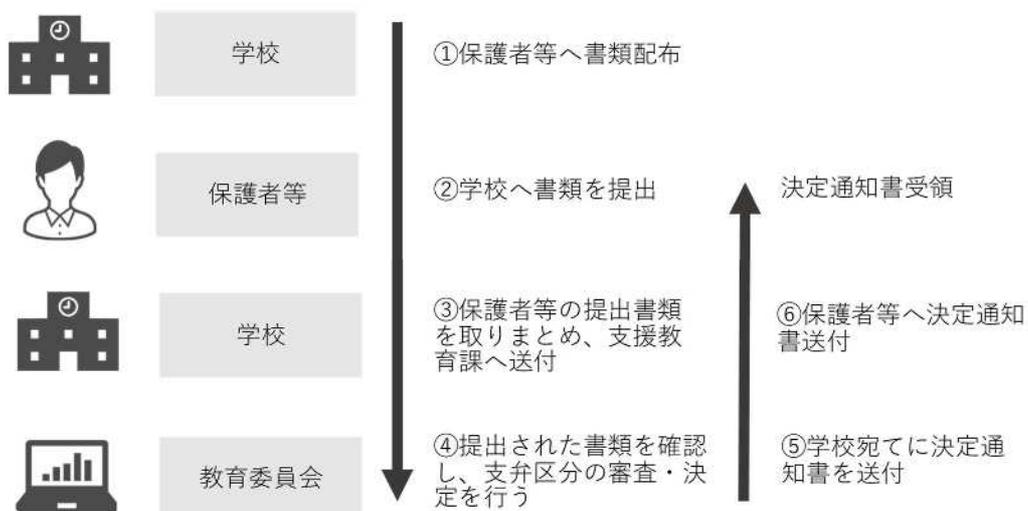
就学奨励費においては、保護者等の負担能力の程度に基づき、各経費の支給率を定める基準「支弁区分」が設定されています。この「支弁区分」は、負担能力に応じて「生保区分」、「準保区分」、「Ⅰ段階」、「Ⅱ段階」、「Ⅲ段階」の五つに分類しています。

4 支給対象経費及び支給額について

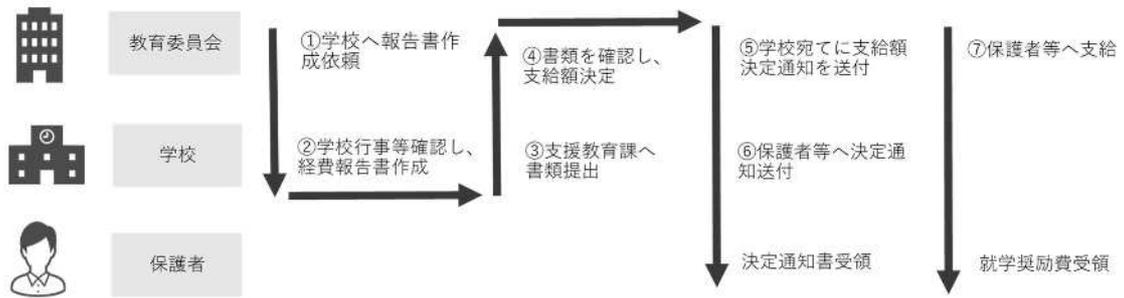
保護者等の世帯の収入状況等を基に決定した支弁区分に応じて、児童生徒の就学に際し、保護者等が負担した経費について、別紙のとおり、支弁区分に応じて支給額を算定しています。支給額は、校種や支弁区分により限度額や割合が異なるため、保護者等が負担した費用の全額が必ずしも支給されるとは限りません。

5 事務の流れ

(1) 申請～支弁区分決定



(2) 支給対象経費の確認～支給



※年2回（前期：12月、後期：翌年5月）に分けて支給を行うため、(2)についても、2回に分けて行います。

令和6年度川崎市立小、中学校における特別支援教育就学奨励費支給対象経費一覧

1 特別支援学級及び通常の学級（ただし、通常の学級は学校教育法施行令第22条の3に該当の児童生徒に限る）

対象経費		支弁区分の別	小・中学校の別	支給額	備考
学校給食費		I II	小・中学校	実費の1/2	
交通費	通学交通費	I II 及び生保・準保	小・中学校	実費	
		III		実費の1/2	
	交流学习交通費	I II 及び生保・準保	小・中学校	実費	
		III		実費の1/2	
	職場実習交通費	I II 及び生保・準保	中学校	実費	
		III		実費の1/2	
修学旅行費	修学旅行費	I II	小学校	実費の1/2（上限10,790円）	
			中学校	実費の1/2（上限28,860円）	
	校外活動費（宿泊を伴わないもの）	I II	小学校	実費の1/2（上限800円）	
			中学校	実費の1/2（上限1,155円）	
	校外活動費（宿泊を伴うもの）	I II	小学校	実費の1/2（上限1,845円）	
			中学校	実費の1/2（上限3,105円）	
学用品購入費	学用品・通学用品購入費	I II	小学校	5,820円（月額485円）	
			中学校	11,370円（月額947円）	3月のみ953円
	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	I II	小学校	25,555円	第1学年のみ
			中学校	30,490円	

2 通級指導教室

対象経費	支弁区分の別	小・中学校の別	単価	備考
通学交通費	I II 及び生保・準保	小・中学校	実費	
	III		実費の1/2	